

長浜市告示第298号

長浜市営住宅宇根本団地建替整備事業に関するPFI事業者に係るプロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年9月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市営住宅宇根本団地建替整備事業に関するPFI事業者に係るプロポーザル選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長浜市営住宅宇根本団地建替整備事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて実施するに当たり、プロポーザル方式により、事業の透明性と公平性を確保しつつ、民間事業者の有する技術、経営資源等を活用することにより、市民に対して低廉かつ良好なサービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）を厳正かつ公正に選定するため、長浜市プロポーザル選定委員会規則（平成26年長浜市規則第13号。第5条において「規則」という。）に定めるもののほか、長浜市営住宅宇根本団地建替整備事業に関するPFI事業者に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事業者の選定に関すること。
- (2) その他選定に係る重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) PFI事業の実施に関する金融、法務、技術等の専門知識及び経験を有する学識経験者
- (2) 建替整備事業に関する豊富な知識を有する者
- (3) 都市建設部次長
- (4) 市民協働部人権施策推進課長
- (5) その他市長が適当と認める者

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、都市建設部住宅課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長（規則第6条の委員長をいう。）が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行し、事業者との契約の締結の日をもってその効力を失う。